

組合員の皆様

地方職員共済組合大阪府支部長

被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて（通知）

標記について、地方職員共済組合本部保健課から労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いが示されたことを踏まえ、当該対象者の認定について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

また、令和 6 年 1 月 15 日付地共大第 192 号によりお知らせした『「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱い』については、厚生労働省から恒久的な取扱いとすることが示されましたので併せてお知らせします。

なお、本件は健康保険制度に係る取扱いとなりますので、事業主が支給する扶養手当の認定要件とは異なります。扶養手当の認定要件については、各事業主の手当認定担当にご確認ください。

記

1. 労働契約内容に基づく年間収入額により認定できる対象者

認定時に「給与収入」以外の収入がない被扶養者で、労働契約で定められた賃金（※1）から見込まれる年間収入（時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入見込額）が、収入限度額（※2）未満である方

（注）給与以外の収入（年金収入、事業収入等）が見込まれる場合には、従前のとおり取り扱います。

2. 新規被扶養者認定時の取扱い

労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第 15 条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類を提出いただき、労働条件通知書等に記載された賃金（※1）から見込まれる年間収入が、収入限度額未満（※2）である場合、収入要件を満たすものとして取り扱います。

その際、労働契約に明確な規定がなく、労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（以下「臨時収入」という。）は、年間収入に含みません。

なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、その都度、当該内容が分かる書面の提出を求めます。

※1 労働基準法第 11 条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれる。

※2 130 万円未満…下記以外の者
150 万円未満…その年の 12 月 31 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者
※民法上の取扱い（組合員の配偶者を除く）
180 万円未満…60 歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

3. 被扶養者の認定の適否に係る確認（検認）時の取扱いの変更内容

当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円以上（※2）の場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者としての取扱いを変更することはありません。

なお、「社会通念上妥当である範囲」については、その金額だけでなく、例えば恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的なものである等、臨時収入が発生した事情も踏まえ、総合的に判断します。

4. 変更年月日

令和8年4月1日 ※事実発生日（認定日）

＊別添のQ&A もご参照ください。

＜連絡先＞

地方職員共済組合 大阪府支部 資格担当

（大阪府総務部総務サービス課 福利厚生・認定グループ 内）

〔代表〕06-6941-0351 内線 2156、4153 〔直通〕06-6941-8810

（注）地方独立行政法人等大阪府庁以外の所属所にお勤めの方は、
所属所（勤務先）の共済担当にお問い合わせください。